

令和5年度定例監査結果報告

1. 監査の種類

地方自治法第199条第4項及び高畠町監査委員条例第3条第1項の規定に基づく定例監査

2. 監査の期間

令和5年12月13日から令和6年3月29日まで

3. 監査の対象

令和4年度及び令和5年度における町の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正に行われているかについて実施した。特に委託料、工事請負費、補助金等を重点監査事項とした。

4. 監査の方法

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について、監査補助職員は事前に関係書類等の提出を求め、調査及び内容聴取り等を行い、その結果を監査委員に報告した。

監査委員は、必要に応じ関係職員より説明聴取と質疑応答を行い、監査を実施した。

5. 監査の結果

令和5年度は新庁舎建設が本格的に始まり、令和7年度の開庁に向けて様々な工事が実施されている。また、新型コロナウイルス感染症が昨年5月から5類に移行し、地域経済の回復に向けた取り組みや、子育て応援等の多くの事務事業が展開され、適切な町民サービスが行われていると認められる。

その中で、この度の定例監査の結果、審査対象となった事務事業については、ほとんどの業務において、おおむね適正に行われていたところである。

今後とも適正な事務処理が行われるよう次のとおり意見を申し上げる。

- ① 事務事業を実施するにあたり、契約の根拠、支出負担行為等、事務手続きについて、財務規則等を遵守するよう徹底してほしい。
- ② 財務・契約事務について、マニュアルを作成し取り組まれているが、課題として残されているものを整理し事務処理の確立に努められたい。
- ③ 地方自治法や町条例、規則等を十分確認して、効率的な予算執行と適正な事務処理により、町民サービスの向上が図られるよう期待するものである。